

第一回國會 衆議院 工業委員會會議錄 第二十七号

昭和二十二年十一月一日(土曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 伊藤卯四郎君

理事 大矢 省三君 理事 岡田 春夫君

理事 生田 貞太郎君 理事 澁谷 雄太郎君

今澄 勇君 衛藤 速君

金野 定吉君 松本 七郎君

萬田 五郎君 村尾 薩男君

生越 三郎君 岡部 得三君

庄 忠人君 長尾 達生君

西田 隆男君 三好 竹男君

有田 二郎君 神田 博君

深津玉一郎君 淵上房太郎君

前田 正男君 高倉 定助君

出席國務大臣

商工大臣 水谷長三郎君

出席政府委員

商工事務官 渡邊 誠君

商工事務官 平井富三郎君

商工事務官 石坂善五郎君

委員外の出席者

專門調査員 谷崎 明君

專門調査員 保科 治朝君

十月三十一日

新庄町に國立立炭研究所設置の請願

(圖司安正君外三名紹介)(第一〇三

號)

東北地方鐵鋼業振興に關する請願

(海野三朗君紹介)(第一〇四號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

臨時石炭鑛業管理法案(内閣提出)

(第六四號)

○伊藤委員長 これより會議を開きま

す。

前會に引續き臨時石炭鑛業管理法案

を議題とし、質疑を繼續いたします。

この際委員諸君の御了解を願つておき

たいのは、前會をもつて一通り各黨代

表質疑は終了いたしましたから、本日

以後の質疑について、理事諸君と打合

せいたしました結果、質疑の順位は政

黨順とし、日本社會黨、民主黨、日本

自由黨を二まわりましたとき國民協同黨

というところとし、その際小會派の發言

をあらためて決定するということとい

いたしました。各委員諸君の質疑の時間

は、委員全體の審議權を尊重して、そ

の含みの上で行うことと相なつておる

のであります。以上を御了解を得、一

層御精勵のほどを願つておきたいと思

います。それでは質疑を許します。生

悦佳貞太郎君。

○生悦佳委員長 過日來より各黨からの

代表質問は、一應一順はいたしました

が、質問の論點は、大體において同一

點について、さらにお尋ねいたしたい

こともありますので、お許しを願いた

いのであります。

商工大臣の本法案に對する最近の

御答辯は、實に躍如たるものがあり、

非常に御明快に、かつ多少自信のな

い強がりも、たまには拜聴いたしま

すので、抑揚があつて結構だとは思

いますが、元來私は非常に頭の悪い

方でありますので、なるべくわかり

やすい言葉でお答えくださいますよ

う、特に商工大臣に懇願いたします。

そうしてまことに恐縮ですが、坊主の

頭や、きのうのバイブル等の形容詞

は、私の場合あまり必要といたしま

せんから、率直にお答えを願いたいの

であります。まず第一に、臨時石炭鑛業管

理法案を通過させることによつて増産

となるか、ならないかの問題につい

て、商工大臣は、國會の最終決定を見

た際は、企業者も労働者も心から協力

してくれらるものと思つてゐる、この御

答辯であります。私はそんなに簡單

なものではないと思ひます。去る十三日

より向う四日間にはわたりました公聴會

においても、勞資はまったく完全に對

立をいたしておられます。世論必ずしも

水谷商工大臣の言はるごとく、我田

引水的な解釋はできないと思ひます。

現内閣成立以來、いち早くこの國管問

題を取上げ、安本案、商工省案、民主

黨案、本案等々、幾變轉の今日、半歳

近い日子を経過いたしました、なぜこ

の長い期間において、勞資双方の對

立關係を、政府は積極的に誠意をもつ

て解決に乗り出してくれなかつたのであ

りましようか。これほど重大な問題を

よそに、商工大臣は黨勢擴張に遊説

し、あるいは九州方面の炭鑛へ視察さ

れても、勞働組合の方々とは談を交え

て懇談をするが、事業主とは話合はな

い。先日この點について西田委員の質

問に答えて、私は故意に懇談しなかつ

たのではない、懇談するの機會を與え

てくれさえすれば、喜んで會見するの

であると。何という無責任な御答辯で

しようか。私は與黨の一員です。私た

ちの水谷商工大臣を決して諍論したく

はありません。また増産になる國管法

ならば、私も萬難を排してあなた方に

協力を指しむものでは決してないので

あります。しかし今の原案では、遺憾な

がら全面的な協力は、絕對不可能であ

ることを、はつきり申し上げておきます。

なお本法案成立後、所期の成績をあ

げらるに至らざる時の責任は、一國の

商工大臣みずから、その責任を負うも

のであると聲明されましたことは、ま

ことに重大なる發言である。水谷さん

自身の主観から言へば、まったくその

通りであると思ひますが、率直に私ど

もに言わしむれば、大臣の一人や二人

がおやめになつても、石炭の増産がで

きないで、基礎産業復興の目的達成の

及ばざるこの方が重大事なのであり

ます。はなはだ失禮なことを申しまし

て、まったく申辭がありませんが、こ

れというのも、何とかして眞にこの増

産だと納得のいく御答辯をいただきた

いと念願するものにはかならないから

であります。どうかこの意味におきま

して、的確な御答辯を希う次第であり

おる關係上、この法案成立にあたりましては、できるだけ勞資双方の圓滿なる了解を得たいと種々努力いたしました。が、私の努力の足りない點か、あるいは政府の誠意の足らざる點か、遂にその努力がある程度失敗に歸したことは、これは言うまでもございません。

しかしながら、その努力の失敗に歸したという事は、私は率直に申しますが、私一人の責任では斷じてない。このように思つております。さらに申し上げますが、今の五箇年計畫案並びに二十三年度、これは……

○生悦佳委員 ちよつと待つていただきますように。まず新坑開設計畫も、石炭五箇年計畫も、これは計畫にあらずして、計畫目標でなかつたのかという質問に對して、はつきり御答辯を願ひたいのであります。

○水谷國務大臣 新坑開設計畫、石炭五箇年計畫といふものは、これは計畫にあらずして計畫の目標にあらずやという御質問であります。その五箇年計畫の一部は計畫であり、一部は目標であるといふことは、これは五箇年計畫の性格上當然あり得べきことであらうと思ひます。これは淵上さんのときにも申したのであります。いかなる國の五箇年計畫、四箇年計畫と申しまして、最初の計畫の達成に、また次年度の計畫が舊の河原の小石のように積み重ねられていくのであります。ゆえに、最初のときはつきりした計畫といふものは立ちません。すなわち初年度は計畫であり、次年度以下は計畫の目標といふ點は、ある程度これはやむを得ないものであらうと思ひます。さらにまた新坑の開設におきまして、

初年度は計畫であり、あるいはそれ以後は計畫の目標という度合が相當強いという事は、これはやむを得ないものである。このように御了解を願ひたいと思ひます。

○生悦佳委員 それではよくわかりました。この間中聴いておきますと、全部が計畫かのように言つておりますが、そういうふうに率直にお答えを願う方が非常に結構だと思ひます。

その次に二十三年度の出炭計畫を三千三百萬トンと勝手にきめて、最小限度三千五百萬トンを確保しなければ國管の必要なしと思ひますが、この點について商工大臣の御答辯を願ひます。

○水谷國務大臣 昭和二十三年度の計畫を勝手にきめるというふうなお言葉でございますが、これは大體昭和二十三年度の日本經濟の情勢とにらみ合せて需給計畫を立てまして、これだけが必要であるといふことを、大體中央で作業いたしました。この國管法に明記されているような順序を経て、ずつと下の方へ浸透していく。またそれからはね返しがあつて、ほんとうのいわゆる計畫ができるということになつておるのでございまして、この三千三百萬トンといふものは、五千六百カローリー平均になつておるのであります。實際におきましては、ただいま御指摘のようなくちまで出炭量が増していかねければ、五千六百カローリー平均の三千三百萬トンといふものではできないのではないかと、このように考へております。

○生悦佳委員 ちよつとはつきりいたしません。次に移ります。資金關係については、一應商工大臣の答辯によつて見込みが立つたように思ひますが、資材について十分な自信があるように受取れません。この點はいかがでしようか。

○水谷國務大臣 ただいまの御質問の要旨が、私のきこえないのですが、これまで資金資材の點に關しては、和田君にも出ていただいたときに、三千三百萬トン確保のための必要な資金資材は安本で出す、そして私もそれに對して交渉しているというその關係をとりえられて、それは商工省が責任を負えるように、資金資材が確保できる自信ありや否やという御質問ですが、それは安本長官もこの間申したように、三千三百萬トン、これはもちろん商工省だけできめるのではなく、安本も協力してきめ、それが下の協力を得まして、こういうことになりました。場合においては、安本並びに商工省は全責任をもちまして、それに必要な資金資材といふものを供給せねばならぬといふことは、自信があるかないかといふことを通り越した絕對至上命令である。このように考へております。

○生悦佳委員 絕對至上命令と申されますが、資金はなほどうなることができません。資材といふのは、そんなに絕對命令であるから必ず整うというふうには考へられませんか。なおまたこの炭礦に必要な資材といふことは、まず鐵鋼が本年度の生産も思ふようになり、殊に來年度における見通しがはつきりしてない。その他の資材にいたしまして、やはり同じようなことが言えると同時に、まずモーターをどうするか、あるいは坑木關係をどうするかというふうなことで、

非常にめんどろな問題が次から次へ起つてくる。その石炭のみに傾斜しておつても、なおかつ資材が足りないといふ現状を打開する自信があるかどうかといふことをお尋ねしておる次第であります。

○水谷國務大臣 これは最近の政府の方針によりまして、絶えず確認しております。石炭に對して最重點主義を續けていくといふことは、少しも變更しておりません。従つてこの方針でいきますが、しかし生悦佳君も御案内のように、日本の今日の經濟狀態といふものは、最重點主義と申しまして、それにはある一定の限度があるのをごさいます。あるいは百パーセント以上に資材が十分にくといふことは言えませんが、少くとも經營者並びに労働者がくふう奮闘していただければ、三千三百萬トン達成に必要な資材は、責任をもつて供給するといふぐあいにはひとつ御了解を願ひたいと思ひます。

○生悦佳委員 どうもわかりました。うなわらないような點が、次に移ります。次は科學技術の動員方策いかに。これは現在の狀態をもつては、石炭の増産は不可能である、全力を結集して科學技術の動員をして、技術的な方向に進んでいく方途について、政府は今日までどういう手を打たれたか、現在やりつつあるこの方面の方策はいかがであるかといふことについてお尋ねをしたいと思ひます。

○渡邊誠政府委員 ただいまのお尋ねは、昨日の御質問に大體申し上げたと思ひますが、炭礦關係の技術の結集による増産をはかりますのには、炭礦

の作業自身を科學的に分析をして、科學的な經營ができるような方向にもつていくといふのが一つ。それから現在の機械あるいは採炭方法、運搬方法等の生産技術を指導向上いたしまして、またこれの新しいくふうを發見するといふようなことが、最も大切な二つの要點だと思ひます。これに對しまして、昨日も申し上げましたように、炭礦關係、鑛山關係の技術、あるいは器械に關する――電氣あるいは機械、土木等の、こういう技術の實務の経験者並びに學術的経験者、それと資材その他の狀況、あるいは機械關係の能力といふようなものを知つてゐる技術者、あるいは技術者のうちには、もちろん官吏もはいると思ひますが、そういうものたちの力を結集した日本の全體

的な炭礦技術會、またそれらの炭礦地帯に地方の技術會といふものがすでに結集されておまして、これを一層強化して、同時にこれらの方々の協力を求めまして、各炭礦の調査團あるいは指導團といふものを結成して、親しく現地をたぐいまらした二つの目的を達成するために御活躍を願ひ、このことにきめまして、片山總理から直接その技術界の首腦者に対して協力を要請され、技術界もまたこれに對して全力をあげて協力する。なおその立場としては勞資いずれにも偏せず、純粹の科學技術の立場から透明かつ公平な立場から炭礦といふものを分析判斷して、ただいま申し上げたような指導あるいは向上、缺點の指摘あるいは分析といふようなことをする。これに對して必要な經費を國費をもつて出していくといふふうに進めております。この豫算につきましては、目下大

蔵省に提出し、大蔵省と折衝中であり
ます。

○生悦住委員 今の御答辯は構想であ
りまして、私のお聴きしている點は、
具體的にどういふ人員構成で、どうい
う技術者を動員してやつてゐるのかとい
うことに對する質問なのであります。か
ら、具體的にいつしやつていただきます
す。

○渡邊(誠)委員 どういふ技術者、ど
ういふ人員構成、すでに具體的に實行い
たしてありますのは、北海道に對し三
班の技術班を送つてあります。その一班
の班長は、帝大の工學部の教授をもつて
いたし、他の一名は炭礦の經驗並びに炭
礦と直接離れてから總括的にそれを見
ている經驗を約三十年ほどもつておら
れる、これは工學士の炭礦技術者、これ
を班長にいたしてあります。他の一名は
やはりただいま申上げたとは同様の
經驗をもつてゐる現在三菱會社に籍を
おいてゐる技術者であります。もち
ろん會社の籍と何らの關係なく、技術界
の一メンバーとしてそれに参加してい
る。それに配しまするに、ほゞ十年な
いし二十年くらい炭礦に關する經驗
をもちました炭礦關係の技術者を修め
た者、及び機械または電氣の技術者を修
めた者、これは一名。それから炭礦關係
の技術者を修めた者が二名、そのほかに
資材關係の實務の經驗者、そのほかに
現地でやはり同様の經驗を修めてゐる
ような炭礦の炭礦關係の技術者を加え
まして、七名をもつて三班をそれぞれ組
織いたしまして、去る二十七日東京を
出發いたしました。昨三十一日札幌で
すでにその準備を整えて炭礦に入山を
本日いたしておるはずだと思ひます。
この調査の目的は、昨日も申上げまし

たが、はたして現在の炭礦の設備力、
あるいは資材の供給に應じた施設の方
といふものは、現在の炭礦の出炭量よ
りも多しものであるか足りないもので
あるか、あるいはいかなる改善と補給
を加えなければいけないか、あるいは
労働關係の方がもつと一層の能率を發
揮し得る餘地ありや、あるいは坑内外
の比率のバランスが適當であるかどう
か、不適當ならばいかなる形に改善し
得る餘地ありやといふような點、なお
在庫の資材の狀態等、そのほかに大つ
かみにはその炭礦としての將來約三箇
年くらいに及ぶ計畫、もちろん先にい
くに従つて正確度は薄らぎますが、一
應炭礦としてはもつておるべき大つか
みな出炭計畫と申しますか、採炭計畫
と申しますか、いわゆる生産、計畫を
檢討する、それに對して忌憚ない意見
を經驗者と現地側の人と交換するとい
うようなことによつて、その適否と
いふような點についても報告をするこ
とになつておりました。それに基いて
即刻可能な必要な機器、あるいは資材
につきましてもその充足をはかつて、わ
ずかな資材または機器の隘路のために、
十分な生産をあげ得るものがあられ
ないでおるものがあるすれば、それ
はただちに解決する準備をもつて、そ
の調査團のそういう調査の權限と申し
ますか、調査團の調査結果を尊重いた
しまして、それに對して信頼いたしま
して、改善を加えるといふようなこと
を計畫いたしておる次第であります。

○生悦住委員 大體わかりましたが、
科學技術の動員につきましては、非常
に遅々として進んでいないように、今
のお話でも受取れますので、もう少し
急速に擴充をしていただきたいことを
お願いいたします。それから次に石炭
カロリーの責任制の方途いかん。これ
は先ほど商工大臣が言われましたよう
に、來年度は五千六百カロリーであ
る、次々に上つていつて、昭和二十七
年には六千カロリーの目標だといいま
すか、計畫といひますか、この六千カ
ロリーを將來は目指してやるのだとい
うのであります。現在の炭質は非常
に低下いたしておりまして、平均して
みますと、大體五千カロリーを割るの
でないかといふような杞憂さもあるの
であります。いくらトン数がたたくさ
ん出ましても、カロリーの低い炭、い
わゆるボタがたたくさんはいりまして
も、何も役に立たないものであります
ので、トン数の目的を果し得ても、カ
ロリーが高くなければならないとい
うことは、これは論をまたないことであ
りまして、これについての責任制と
か、あるいはこれに對する試験方法と
か、あるいはこれに對して詳しくお話を
願ひたい。それからこのカロリー計算
をし、この責任をいかなる方法によつ
てはつきりとさせ得るかといふこと
が、非常に重大な問題でありますので、
詳細御説明を願ひたいと思ひます。

○渡邊(誠)委員 カロリーの低下いた
しておつた事實は、御指摘の通りでござ
いまして、良質炭を出さなければなら
ない、これは議論の餘地のないこと
だと存じます。そこでただいま五千カ
ロリーより下つておられるといふとい
う御心配もあつたようでございませ
う、もちろん数多くの石炭の中には、
三千カロリー臺のものがあるわけでご
ざいます。これを全體的に平均いた
しますと、五千四百カロリー程度に現
在なつてゐる。それでちやうど本年の

三月ごろは五千二百カロリー程度であ
つたように考えます。そこでカロリーの
點から見た炭質の向上という點が中心
でございまして、もちろん需要との
にらみ合ひにつきましても、炭質、すな
わちガス發生炭とか、あるいは粘結
炭とかいふ炭種の關係も、併せて考へな
ければならないと思ひますのでありまし
て、改善をいたしました一つの點は、
去る七月に炭質が改訂されることに、
從來の炭質と炭質との關係を改善いた
しまして、ただいま御指示のような、
よりよき炭質のカロリーのものを
出します。悪いものをたくさん出すよりも、
はるかによい炭質のものを、それより
ある程度少くとも、カロリー差だけの
數量が違つても、その方が有利である
といふように炭質の仕組みを改訂いた
しまして、その結果また同時に一方そ
ういふ改訂を加えると同時に、各炭礦
の炭質といふことにつきまして、炭質
向上運動といふものを開始して、七月
から九月までを實施しております。各
炭礦の經營者はもちろん、經營者がい
かに努力をしようとしても、下部の方
の係員あるいは労働者がそれに協力し
なければ、なか／＼むずかしいといふ
ような點から、相當の炭質向上に對す
る啓蒙宣傳のパンフレット、あるいは
ポスター等も用ひまして、あるいは言論
機關の方からの新聞その他による宣傳
もいたしまして、炭質向上運動を開始
し、その結果また九月の實績はわか
つておりませんけれども、炭質の上つて
くる傾向になつたことは、はつきりわ
かつておるわけでございます。これ
は私非常に喜ばしい現象だと存じてお
ります。そこでいかなる方法でこのカ
ロリーのきめ方をするか。これにつ

ては、ちやうど本年の七月ごろを機會
として、トン數主義のほかに、炭質主
義を加えなければいけないといふの
で、ちやうど轉向の時期に相應するよ
うな出炭力に日本の出炭が足りないた
めに、そういうことを實施いたしまし
て、そしてカロリーの分析能力とい
うものその他を検討いたしました
ところが、いさ／＼分析能力に不足を認
められるものもありましたので、これの
擴充をはかつておりました。これは配炭
公團の能力の問題の充足をはかるまで
の不足をはかるまでの不足の間は、鐵
道の分析能力、あるいは地方の商工局に
おける分析能力、あるいは各學校の分
析能力といふようなものの御援助を求
め、かつその分析をもつてある程度の
カロリーの用途をつけていくやり方等
を加味して、分析の根本的擴充のできる
までの間を現在鋭いでおるわけござ
います。近く増設設備が年内には順
次できると思ひます。そういうことに
よりまして、取引の際サンプルをとり
まして、そして必ず取引には價格にカ
ロリーの問題がからみますので、配炭
公團において一手に取引をいたします
際、全部分析をされる。従つてそのカ
ロリーといふものと出炭を總合いたして
みますと、全國の數字がはつきりす
る。しかし從來のトン數を調べるだけ
ならば、ただちに翌月はすでに先月の
ことが當然わかるわけでありまして
、それを炭種別に分析をいたしまし
て、全體のトン數を平均したりすると
時間もかかりますから、カロリーの分
折といふことは、いさ／＼報告がずれ
てわかることになつておる状態であ
ります。

○生悦住委員 ただいまの御答辯は、

非常に要を盡されました、結構であります。次に二十四年度四千萬トンを確保し、本法案は解除せられる意思なきや、これを商工大臣にお尋ねいたします。

○水谷國務大臣 この問題はなか／＼むずかしい問題でございまして、これまでいろいろ論議を重ねてきた問題でございまして、われ／＼といたしましては、大體今度の議會が終了いたしました直後におきまして、日本の現在の經濟狀勢とにらみ合わせまして、大體五箇年程度の長期計畫を策定中であるのでございまして、その點から考えまして、何と申しまして、石炭の生産増強がある程度にまでいきまないと、國內における産業振興と、また國際的における貿易の振興も不可能であります、大體われ／＼といたしまして、

も、いろいろな含みをもちまして、これを二年三年に限らず云々という考えもありましたが、閣議でいろいろ検討した結果、滿三箇年ということになったのであります。しかしながら、この石炭の生産増強を中心いたしました、日本の經濟を國內的にも國際的にも建直するには、大體五箇年程度が必要であるのではないかと、われ／＼は考えておるような次第でございまして、すなわち現在の悪性インフレーションのもとにおきます基礎産業の生産を回復するがためには、大體この程度の年限が必要であるというぐあいには考えたのでございまして、閣議の結果、これが三箇年ということになりましたので、この五箇年計畫はできるだけ三箇年にやるようにひとつ努力をしたい。そのためには、マツカーサー元帥の費解にも、この法案が通れば生産の目標をレ

ベル・アツプせよというふうにもなつておるので、そういうぐあいに努力したいと思ひます。従つてこの法案を二年三年で打切るといふ考えはございせんので、もしこういうふうな基礎産業に對する國家管理といふものを、二年とかあるいは短期間で試験的にやるといふことは、いろいろの基本的な弊害があるものでありますので、政府といたしましては、この三箇年間というものは、大體一番短くきめられた期間でございまして、これより短くされるということとは、絶対に、なか／＼考えられないのではないかと考へております。

○生悅佐委員 ただいまの御答辭は納得がいたし兼ねるのであります、これから臨時石炭管理法の總則から始めまして、その納得のいかない點につきましてお尋ねをしたいと思ひます。

國家が企業に對して健全なる民主主義を確立する合理的機能である以上、本法案に對して國家みずから石炭事業の經營に深入りせんと企てるよりも、商工大臣しば／＼言明せられております三位一體の實をあげるということが實ならば、組織的に強力なる監督監督方策を用ひべきであると思ひます。すなわち國家の機能は事業の直接經營に執掌するよりも、それを監督し、調整し、かつ權力の濫用を保護することが原則であると思ひます。しかしながら國家直接の機關によつてその活動を行つるとすれば、國家自身の主要の義務たる監督及び監督並びに保護機能を往々にして怠り、また不完全な實行結果を生ずる以外に、何ももの得られない結論に到達するのであります。そこで第一章總則について質問いたします。

す。第一條にこの法の目的を「産業の復興と經濟の安定に至るまでの緊急措置として、政府において石炭産業を政府において石炭産業を臨時に管理し、とりたつておられますが、新坑は別として、既存の各炭礦は、それ／＼開坑のときにおいて二十年あるいは三十年の長期計畫は、經營者において決定しては、臨時に管理する」という意味は、右の長期計畫のうち一年ないし四半期の事業の運営だけを管理するものと解してよろしいか。もしかりとすれば、私たちの見解をもつてすれば、新坑の開鑿にあつて長期開發計畫のごときを政府が調査審議批判し、國家の綜合計畫の立場よりこれに對し必要な指示命令を與えることは適當と思はれるが、一年ないし四半期の事業の運営のごときを全國の有出炭炭礦約四百五十、これは企業中のものを加へれば六百五十になると思ひます、これに對してわずかに四石炭局が管理に當ることは、組織の點で不備きまざるものと考えるのであります。この點について御答辭をお願いいたします。

して五年を要するといふものも當然出てまいらると思ひますが、石炭増産のためには必要なのであります、しかもこの法律施行中に著手しなければならぬといふようなものにつきましては、その計畫もやはり管理計畫の中に入れてましてこれを決定し、指導援助していきたいと考えておる次第でございまして、なお管理の主体といたしまして、全國に四局を設置してやるのは、少し管理機構として貧弱ではないかという御質問でございまして、各地區のそれぞれの特性と、ある程度各地區の總合性を生かすために、四地區に石炭局を設けた次第でありまして、大體主要な産炭地に石炭局を設けております。なお九州北海道のごときにつきましては、一石炭局のみでその地區全體の管理をいたすことが不適當な點もありません、この地區につきましては、さらに必要な地區に支局を設けまして、それぞれそこにスタッフを置きまして、なるべくその支局において處理し得るものは處理していきたい。そして石炭局全體の動きを現場に即して敏速に處理し得るような仕組みをしていきたいと考えておる次第でございまして。

○生悅佐委員 それならば第一條の「管理を改めて組織的に強力に監督する」と改めることが妥當だと思ひますがいかがですか。

○平井(富)政府委員 管理の目的といたしまして監督といふことも管理の一部分になるかと存じますが、この管理法にもつてあります事項は、單に監査のみではございせん。監査の結果に基いて必要な計畫を指示する、あるいは命令することも含めまして管理といふ言葉を使つておる次第でございまして、

○生悅佐委員 その點については疑問の點がありますから留保いたします。二十二年度第三・四半期全産業の資金百億圓の中で、住宅建設及び設備資金のために、石炭産業に四十五億を配當しております。政府みずからの手によつて國民に對して具體的に政府の責任を負わんとするならば、組織的にして強力なる石炭産業經營の監督制度を樹立すべきであつて、二十年、三十年の既定の長期計畫の中の特定の一年ないし四半期の炭礦經營そのものに、石炭局をして口をさしはさしめる事由に至つては、實に薄弱な根據と言わなければならぬと思ひます。

第三番目に、第一條に「石炭産業を臨時に管理し、以て政府、經營者」云々とありますが、第三章の指定炭礦の管理の條章の各所に、炭礦の事業主の活動能力を減殺する點が明らかであります。これらの點は、全部炭礦の事業主、すなわち經營者を政府が直接に相手とすることに修正する考えはありますか。この點について商工大臣に御答辭を願ひます。

○水谷國務大臣 その點に關しまして、これまで非常に論議を重ねたのでございまして、現在の私企業の長所を生かし、また現場の即決主義を調和いたしたために、このような規定をしたのでございまして、われ／＼といたしましては、閣議で決定いたしましたのが、現在の經濟事情のもとにおける石炭産業の生産増強のためには最も適當な形である、このように考へておりまして、ただいま御指摘のような方向に修正する考えは、ただいまのところもつておりません。

○生悦住委員 第四番目に、第一條政府、經營者、及び從業者がその全力をあげて石炭の増産を達成することを目的とする。」とあり、第二章以下の條章には、政府の指示または命令が各所に掲げられておりまして、これについては罰則規定がそれ／＼あるが、そもそも政府自身の手足である係官の事務濫用による増産阻害を排除するための制裁規定を設ける御意思が全然ないようであります。また從業者とはこの場合労働者を指すものと了解いたしますが、労働者の發言權を生産協議會の制度によりまして法制化しながら、その發言に對する責任をとる體制を確立されていらないのはどういふ意味でありましょうか。

○平井(實)政府委員 この法律におきまして從業者とありますのは、もちろん労働者を含む從業者でございます。それからこの法律におきまして、生産協議會を設けましたとして、労働組合の推薦する労働委員と業務委員を同数設置させて、業務計畫その他の生産に關する事項について審議する地位を與えておるわけであります。それに伴ひまして、從業者につきましても、大體において生産に對する責任をはつきりさせるというのが、この制度の趣旨であります。これをなぜ法制化しないかということですが、労働者の生産責任ということとは、これは經營者の生産責任についても同様でございますが、具體的の監督命令、たとえばかりに資材を非常につまらぬ用途に使用したというようなことがございまして、再三指示等が出ましても、それを修正しないというような場合に、具體的の監督命令が出ます。それ

に違反したものと違ひまして、いわゆる生産責任につきましては、これを法的に罰則にかけるといふことは、なかなか實施上むずかしい點が出てくるわけでありまして、いわゆる經營者の生産サボとか、いろいろ言われますけれども、具體的にこれを何が經營者の生産サボかといふことを考えてみると、これを法的にとらえるといふことは、なかなかむずかしいやないか、從業者の生産サボといふことにつきまして、いわゆる労働組合というやうなものを抑えまして、生産サボというものを理由にして、法律上の罰則を科していいかといふことは、なかなか困難な點じやないか、かように考えておるわけでありまして、従つてこの法律で經營者、炭礦管理者に對しまして、法律上の罰則がかかります點は、いわゆる直接生産責任といふものに關連して罰則を設けるといふことは考えておりません。

で、やはり今申し上げましたやうな具體的の命令、たとえば先ほど申し上げました例のやうなことを、あるいは設備の譲渡に關する具體的の條項に違反したやうな場合といふやうに、はつきり具體的の命令に對する違反といふ點だけをとらえておるわけでありまして、それから行政官に對する責任でございまして、事務濫用、その他の原因によつて増産に障害を起すといふやうなことも、もちろん想像されるわけでございますが、それに對しまして、炭礦の管理委員會、地方、中央の管理委員會、あるいは行政刷新委員會といふやうな制度によりまして、行政上の運営につきまして、常に觀察を加へまして、商工大臣といひまして、はつきりとした措置をとつていくといふこと

が、やはり必要であらうかと思ふのであります。これはただいま申し上げましたいわゆる業務の行政上の職務の問題といふやうな、全般的な責任でございまして、常時これを監督して、行政上のはつきりした措置をとつていくといふことが適當ではないか、かやうに考えておる次第でございます。

○生悦住委員 頭が悪いのでわかりにくい點がありますが、これは留保いたします。それから五番目に一條に「臨時」とありますが、その内容は附則に成文化されておりますが、六十八條による各規定の施行期日がつまに終るかが不明であります。また六十九條にいう期間満了の際における經濟事情の政府認定いかんでは、いつまでも延長できることになりまして、臨時の立法である點を明らかにしてない、これを明確にする意思がないか。先ほど商工大臣が御答辭になりましたが、非常に矛盾する箇所が多いと思ひます。最初の規定を施行されたときより二年なら二年、三年なら三年とすべきであつて、期間満了の際における「云々」は、新しい法律を國會に提出すれば足りるはずであります。御答辭を願ひます。

○水谷國務大臣 お答えいたします。この六十九條は、政府が勝手に一方的な認定によつて、期間の延長ができるのでなしに、國會の決議によつてやらねばならないことになっておりますので、今生悦住さんか申されましたやうな、そういう獨斷的な行為はできないことになつておるのでございます。さらにまたたとえば安定本部の存続期間なども年限がきまつておりますが、何と申しましても、ああいふ客觀的な經濟

情勢でまざるものでありますから、含みのある法律は多々あるのであります。ただわれ／＼といひまして、そういう期間の點は、一々國會がきめるということになりますれば、その點はきわめて明確になつておりました、政府のそのときの都合によつて、それが勝手に引き延ばせるというやうなことは、絶対にできないやうになつておるのでございます。

○生悦住委員 どうもはつきりいたしません。しかしこれは留保いたしました。次に移ります。

第二章の炭礦管理についての質問であります。第五條の二項に、石炭局長の事業計畫に對する變更命令は削除する意思がないかといふことについて。前にも申し上げました通り、すでに稼行中の炭礦の毎四半期の事業計畫のごときを、當該炭礦を所管區域にもつにすぎぬ全國にわたる四つの石炭局長が命令することは無意味である、かように思ふのであります。この點について御答辭を願ひたいのであります。

○平井(實)政府委員 石炭局長の構成及びその實力の點から、第五條の二項が實施をいたしても意味がない、こゝういふやうな御質問の御趣旨と考へます。が先ほど申し上げましたやうに、石炭局長は主要な、たとえば九州なら九州の福岡に設置いたしますが、これは九州全體をひくるめてやはり一つの地區として總合的に扱つていくという點から、福岡に石炭局長を設置した次第でございますが、あるいは筑豊炭田でございまして、あるいは筑豊炭田であるとか、佐賀の炭田であるとか、長崎の炭田であるとか、各主要な炭田地區にはさらに支局を設置いたしましたし

て、この支局が石炭局長の分身としての監督及び監督に必要な事項はこの支局において片付け得るものは片付けるやうにして、一々全部の事項が石炭局長に集つてからいくといふことではなくして、支局を十分に活用してまいりたい。それに伴ひまして、地方管理委員會等についても、地區部會を設置して、この支局の活動がやはり炭礦管理委員會の地區部會といふものと一體化して運用されていくやうに考えている次第であります。従つてこの運用によつて十分必要な場合におきまして、特に石炭増産上必要のあります場合に變更の命令を出すといふことは、やはり一般の炭礦にしても必要性が起り、またそれをしなければならぬといふやうに考へておる次第であります。

○生悦住委員 それでは次に移ります。第五條に事業計畫の作成に關する命令の定めるところにより」とあります。これを命令に委任せず、具體的に炭礦、使用労働者、所要資金、所要資材、所製運送手段等を明示するに止める等、簡單化する意思はありますか。

○平井(實)政府委員 この「命令の定めるところにより」といふことは、今指摘になりましたやうな點について、どういふフォームでこれを出させるか、いつまでに出させるかといふ事項を命令に課した次第でありまして、この命令の内容につきまして、現在私どもが考へております事項は、第一回の配付資料の中に、施行令の要綱として御配付申し上げた次第であります。大體におきまして、提出の時期、提出すべき書類の作成の要領、こゝういふやうなものを命令で規定していく、實體的

な規定はこれに入れないというよりな
點でございまして、むしろ法律に書
くよりは命令で書くことが、運用上や
はり便宜ではないかというように考え
ている次第であります。

○生悦佐委員 現在の日本の官廳は、
計畫を聴取してもこれを消化し得る組
織になつておりませんから、單に計畫
を机上に積重ねるだけでは無意味と思
います。(その通り)これについては
留保いたします。

それから八番目に、第十條に石炭廳
長官または石炭局長は、全國または地
方炭礦管理委員會に諮つて監督に必要
な命令をすることができるとあります
が、この管理委員會について、第七章
に一應の構成が規定されております。
それは一商工省または石炭局におい
て、これは第五十四條にあります。それか
ら二として、商工大臣または石炭
局長の監督に属する。これは第五十四
條にあります。三として、委員は商工大
臣または石炭局長が命ずる。これは五
十七條、五十八條にあります。この三
點は經營者、從業者、さらに消費者、關
連産業代表者、學識經驗者を活用する
ゆえんではない。これを官廳のそとに
おいて、官廳の監督とは無關係にし
かして委員の任命は内閣で行うとい
ふに、三點を修正する意思はありま
せんか。

○水谷國務大臣 この法案が通ります
と、これは國家が石炭の生産に對し
て責任を負わなくてはなりませんし、
具體的の點から申しますれば、これは
商工大臣が責任を負わなくてはなりま
せん。そういう場合におきましては、
やはりこゝに委員會をつくる場合に
おきまして、商工大臣が責任を負え

る形態を崩されるということになりま
す。私もといたしまして、非常
にその點が困るのでございます。従つ
て、これを内閣に置かないで、商工
省に置くというにしたいのでござい
ます。しかし運用の面におきまして
は、商工大臣または石炭局長がそれぞ
れの委員會の會長を兼ねるといふこと
になつておりますので、委員會の意思に
反して商工大臣が獨斷的な行動をとる
ということはないようにしておる次第
でありまして、ただいま御指摘の御趣
旨は、條文をかえなくても十分達する
ことができるように、運用の點におき
まして、十分考慮を拂つたつもりでご
ざいます。

○生悦佐委員 私のお尋ねしておりま
すのは、商工省あるいは石炭局の局外
に置くことは必要とする、こゝに議論
論でありまして、百歩譲りまして、内
閣で行うのを商工大臣においてこれを
行うといふに訂正しても差支えない
のであります。つまり商工省または
石炭局に置く。商工大臣または石炭局
の監督に属する。委員は商工大臣また
は石炭局長が命ずるとあります。この
最後の商工大臣または石炭局長が命ず
るという點はよろしいが、こゝに組織
を石炭局あるいは商工省内に置くとい
うのでなくて、外部に置くべきであ
る。こゝにどうに修正することはでき
ないか。という問いであります。こ
の點について、再度御答辯を願いま
す。

○水谷國務大臣 この法案は私がい
ろいろ検討いたしましたので、やつと閣議
決定し、法案でございまして、各
委員の御熱心なる御質問であつても、
修正する考えはないかと言われるとき

に、それは修正する考えはあるとい
うようなことは、私の立場から言えない
のでございまして、この條文にかかわ
らず、商工大臣に一々この箇所は修正
する意思ありやなしやと問われること
は、非常に迷惑でございまして、そ
の點はよろしく御了承願います。

○生悦佐委員 九番目に、第五十八條
の地方炭礦管理委員會の委員のうち、石
炭局長をあげてゐるのは無意味である
と思ひます。また指定炭礦の鑛炭管理
者である者、生産協議會の業務委員である
者の代りに、指定炭礦の事業主そのも
のを直接に選任しなければならぬと思
ひますが、この點はいかがでありま
すか。經營者と從業者の發言權に均衡
を保たしめることを目的に、私はこの
質問をいたすものであります。

○平井(憲)政府委員 五十八條の地方
炭礦管理委員會につきましては、中央
の管理委員會と違ひまして、石炭局長
という官吏あるいは政府職員を委員に
いたしましたことは、先ほど申し上げ
ましたように、石炭局の下部機構とし
て、石炭支局が各重要炭田地區に設け
られ、その支局長が支局内の監督、
管理の仕事を實施してまいるのであり
ます。従ひまして、この支局長は、石
炭局長が民間から選ばれたという趣旨
に従ひまして、やはり大體原則として
民間人が支局長になるといふことに相
なると思ふのであります。支局長が
地區部會の部會長を兼ねるといふこと
が、この法律の構成から當然推察され
得ると思ふのであります。その點は
別にいたしましたも、やはり各支局長
が、地方の炭礦管理委員會には参加し
出席するといふ一つの例外措置をとる

ことが適當であるのではないかとい
うに考えまして、石炭局長というも
のを入れた次第であります。
それから指定炭礦の事業主を委員に
入れるという點につきましては、この
法案を作成いたしました趣旨は、炭礦
管理者は現場の實施について責任をも
つて、しかもそれが經營者によつて選
任せられるという點に鑑みまして、經
營者の立場も代表してゐる者という意
味合いにおいて、特に事業主といふこ
とを規定しなかつたのであります。

○生悦佐委員 十番目に、第六十一條
には炭礦管理委員會の議決方法その他
を命令に委任しておりますが、これは
法に明記する考えはないか。すでに第
五十九條には決議といふ字句を明ら
かにいたしております。

○平井(憲)政府委員 この炭礦管理委
員會の運営につきましては、構成その
他の主要な點は法律に規定されてお
りますので、これ以外の方法について
は、むしろ命令に譲つた方が適當では
ないか、かように考えた次第でござい
ます。その理由といたしましては、こ
の炭礦管理委員會の運営について、命
令で規定するような事項につきましては
も、炭礦管理委員會の意見もやはり聴
きまして、その意見に合ふように命
令を作成していくことも、炭礦管理委
員會を尊重していく、しかもその運用
上に應じて適切な措置をとり得る
という點から、命令に譲りました次第
でございまして。

○生悦佐委員 それでは次に移りま
す。第十條の監督上必要な命令を發す
際、炭礦管理委員會の決議に基き、
と修正すべきであると思ひます。石炭
局長にこの種の命令を發せしめる場合

がありとすれば、せいで炭礦管理委
員會が責任を負ふべきで、そのために
委員會の構成運営は八で述べた通りで
あると思ひます。これに對する御答辯
を願います。

○平井(憲)政府委員 炭礦管理委員會
の性格につきましては、大臣からも申
上げましたように、行政上の責任と
いたしましては、商工大臣がこれを負
うという建前をとりました關係上、そ
の地區の行政上の責任については、石
炭局長がこれを負う次第であるとい
ふ理由から、「諮つて」といふ言葉を使
つたのであります。この運用につき
ましては、事實上は決議によつてとい
うことに相なると思ふのであります。

ただいまお話の行政上の責任は、最後
の行政上の責任はどこにおくかとい
う一つの觀點からいたしまして、「諮つ
て」といふ言葉を使つた次第でありま
す。なおこの問題は、石炭局の構成に
も關連するわけであります。石炭局
の構成につきましては、この法案に規
定されますような特殊な構成をとりま
して、石炭局長が從來のいわゆる官僚
の悪い點を發揮するといふことがない
ような、特殊な措置を講じてございま
すので、それと併せて申し上げて、こ
う「諮つて」といふような規定にいた
した次第であります。

○生悦佐委員 今度は第三章に移りま
す。指定炭礦の管理についての質問で
あります。第十四條は指定炭礦なる
ものを特定し、しかもその指定を炭礦
管理委員會に諮問するのみで決定する
ことに規定してゐるが、そも／＼能率
の悪いものとか、生産費の非常に高
いものとかを選ぶのか。目標を法に明記
せざる點は、どういふ意味であります

か。どうして炭鑛を刺戟増産せしむるかの炭鑛の對象の判定基準を明らかにせずして、法案そのものの審議を國會に對して提案する政府の政治的責任を明らかにしたいものであると私は思うのであります。この點について御答辯を願います。

○水谷國務大臣 これは政府の政治的責任に關する御質問でありますから、私からお答えいたしますが、指定炭鑛の標準というものは、法案の説明に申し上げましたような、生産増強ということを中心として考えたところに線を引きたいと思つておりまして、あるいは最初には年間〇〇トン以上の山であるとかないとか、あるいは解體財閥の炭鑛を指定するとか、いろいろの議論も出たのであります。しかしながら、政府といたしましては、大體その緊急増産を達し得るという物指でこれを行いたい。従つて全部がその大炭鑛に集中するということになしに、あるいは中小炭鑛におきましても、緊急増産に間に合ふもの、あるいはまた特殊の炭を掘つておるものというやうなもの、の例外もありまして、それらは現實に即して炭鑛管理委員會に諮つて決定する方が、實情に即するのじやないかというようにきめたやうな次第でございます。

○生悅住委員 多少見解を異にいたしますから留保いたします。次に第十五條は削除するか、少くとも「災害その他の事由により」は不穩當の限りであると思ひますが、この見解について御答辯を願います。

○平井(實)政府委員 指定炭鑛の指定につきましての方針に關しまして、ただいまお話がございましたが、要しま

すのに、指定炭鑛の管理ということ、は、増産ということをねらつて指定炭鑛としたして、これに管理を加へるものであります。従ひまして災害その他の理由によりまして、長期にわたりまして生産が續行できないというやうな場合につきましては、一應これを管理から取除きまして、むしろ日常の生産の管理は結局なくなるわけでありまして、この山の復興をどうはかつていくが、どう援助を與へるべきかという點が重點になつてまいりますので、一應指定炭鑛からこれを解除するということが適切ではないかと考えておる次第でございます。

○生悅住委員 次に移りますが、第七條にいう指定炭鑛ごとに、その業務計畫書の作成上基準となるべき事項を炭鑛局長が定めることは困難と思われまふ。國家計畫上必要とする生産量の目標数字のごときものに、明記修正しなければならぬと思ひます。この點について御質問いたします。

○平井(實)政府委員 御指摘のやうに、石炭生産の計畫を立てます基準になりまふ資金資料、あるいは炭價の關係、資金の取扱ひ等につきまして、これを中央で決定して、各地方に通達をいたす次第であります。炭鑛局長はこれをさらにその地區別の特性、あるいは山別の特性に應じて、でき得る限り具體的な指示をしてまいりたいという意味におきまして、炭鑛局長がきめる。こゝ書いたものであります。もちろんその基準になりまふ地區別の全體的資金、資料その他の基準となるべき事項は、中央から移轉されましたその決定に基きまして、これをさらにその地區別、あるいは炭田別、あるいは

は山別に、でき得べくんばなるべく具體的な指示によりまして、炭鑛に通知をするという意味で、「定めて」という言葉を使つたのであります。

○生悅住委員 これはわかりました。次に業務計畫について事業主がその責任において炭鑛管理者を指揮して案を作成し、生産協議會をかりに法制化するのとなれば、業務計畫書の作成に關する限り、諮問機關とすることが妥當であると考えますが、この點について御答辯を願います。

○平井(實)政府委員 この生産協議會は、性格といたしまして、炭鑛管理者の一つの補佐をしていく機關であります。炭鑛管理者が計畫を設定いたします場合に、この生産協議會の議に對して、きめていくということになると思ひます。その際これを單純な諮問機關ということよりも、むしろやはりきめてやるというはつきりした計畫をもたしていくということが、性質上適當ではないかというように考えまして、こゝいうやうな構成をとつた次第であります。なお生産協議會において議がまとまらない場合には、企業主といたしましては、企業主の考へる案に生産協議會ではまとまらないかつたという意見の具申をつけて、炭鑛局長に報告するわけでありまふ。單純ないわゆる決議機關、たとえばそこで議事に付しまして議がまとまらないかつたというときに、その企業主の意思が決定できないかというところではございませんで、企業主といたしましては、その案に自分の案に生産協議會でまとまらなかつたというのを附記して、炭鑛局長に提出いたす次第であります。いわゆる御心配の點は大部分これ

でなくなるのではないかとこのやうに考えます。

○生悅住委員 經營と労働とは、おのその分野を劃然とわかつておりまして、おのの立場において責任をもつべきであつて、十九條の業務計畫の決定は、炭鑛管理委員會が行べきであり、局長はこれを指示する役目をもつてよいと思ひます。第二、十條の變更命令第二十一條の監督上必要な命令、いずれも委員會の決議に基いて局長が執行すべき建前にすべきであると思ひますが、別に答辯は要しません。

○生悅住委員 緊急質問があります。

○伊藤委員長 生悅住君に……

○生悅住委員 これを許さないと議事進行はできません。

○伊藤委員長 生悅住君の質疑の繼續中でありまふから、適當なときに委員長はこれを許すことにいたします。

(議事進行についてだ)と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 委員長は適當のときに御許しいたします。

○生悅住委員 もう少しですから待つてくだされ。

○伊藤委員長 どうかひとつ質疑者からの希望でもありますから、御清聴を願います。

○生悅住委員 次に炭鑛管理者選任、解任關係の質問をいたします。第二十三條第二項は削除すべきではないか、第四項の生産協議會の「議」は「諮問」とすべきではないか、五項は削除すべきではないか、第二十五條一項も削除すべきではないか、これを要するに、經營者の責任において選任、解任をせしむべきであると考えるのであります

が、この點について政府の御答辯を願います。

○水谷國務大臣 その點は生産協議會の性格といたしまして、あるいは炭鑛管理者の性格といたしまして、非常に根本的な問題でございまして、政府といたしましては、いろいろ論議を重ねた結果、ただいま提出して御審議を願つておるこの方法が最適なものであるという考へのもとに提出したのでございまして、そゝういふやうな考へはもつておりません。

○生悅住委員 その點については留保いたしますが、それから炭鑛管理者の職能であります。第二十四條は根本的に修正して、事業主が實施の責任を担ふようにすることが妥當であると思ひますが、同じやうなことを繰返すのみだと思ひますから、これは答辯を要しません。私の意思だけを申し上げておきます。本日はこの程度に質問を打ち切ります。

○伊藤委員長 この際生悅君から議事進行について發議を求められておりますので、これを許します。生悅君。

○生悅委員 十月三十一日の午後九時のラジオ放送におきまして、この石炭國管法案に對して、一箇月かかつて審議をやつておる。その状態は非常に混沌たるものである。しかしながら、これを明日の委員會において社會黨及びその與黨は、緊急動議を出してこの質疑を打切るという放送を行はれておるのを私は聞いたのであります。この放送はいささか出たか、かくのごときことが、もし與黨の間において出たとするならば、これはゆゆしき問題だと思ひるのであります。(その通り「同感」と呼ぶ者あり) かくのごときこと

を、このラジオ放送において全國にこれを呼びかけ、そうしてやることは、一面この委員会のいわゆる面目というものを蹂躪した問題であり、われ／＼委員がまじめにこれを國家再建のために審議しておるその審議権を無視したものであると思うのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)この點に對して、委員長におかれましては、このラジオ放送の材料がいずから出たか、何人から出たかということ調査をして、そうしてやらなければ、われ／＼はまじめにこの法案を審議する意思をもたぬと申し上げて過言でないと思うのであります。委員長において善處されんことを要望いたします。これがやがてこの委員会を運営する上においても重大な問題になると思うのであります。委員長の誠意のある善處方を要望いたします。(委員長の責任だ)と呼ぶ者あり)

○伊藤委員長 ただいま生越君から、本委員会にとつてきわめて重大なる發議がありましたので、私も生越君と一緒に考えております。さようなことがもしあつたとするならば、それは本委員會の審議の権能を冒瀆するものであると委員長も考えております。私としては、政府の方からもちろんだやうなことを聞いたこともありま

せん。また同僚議員の中からも、さようなことは聞いたことはありません。それはまづたく夢のような話を今聞いておるのでありますが、委員長においては、どういふところからさような放送をしたものであるかということをおだちに取調べをして、御報告をすることにいたします。

○生越委員 お願いいたします。

○澁谷委員 ただいまの説はこもつともだと思ひますが、この問題は非常に重大な問題でありますから、その問題の判明するまでの間は、委員会を休會されてはどうですか。あまりにこの委員会を侮辱するやうな氣がいたしました。はなはだけしからぬと思ひます。

○伊藤委員長 委員長の方で、先ほど申しましたように、取調べまして、お知らせいたしますから、ひとつ御承知を願ひます。

○前田(正)委員 その放送が事實であるとするならば、委員長の方から取消しの放送を要求したらどうかということをお伺ひいたします。

○伊藤委員長 承知いたしました。そのようにいたします。

午前中の會議はこの程度に止めまして、本日は本會議もないのでございす。従いまして、午後一時半より會議を開くことにいたしました。暫時休憩をいたします。

午後零時十五分休憩

(休憩後は開會に至らなかつた)